

ALSOKグループの皆さまへ

こども総合保険のご案内

(学生・こども総合保険)

満22才以下(保険期間の末日において)の方であれば被保険者(補償の対象者)となります！

(学生・生徒以外の方も対象となります。)詳細は本パンフレットP11をご参照ください。

※
割引44%適用

(団体割引 20% と過去の損害率による
割引 30%が適用されます)

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従
って割引率が適用されます

1人暮らしの下宿で火事！

大家さんに対する損害賠償

学校でのケガ

授業中・クラブ活動中 …etc
あやまってケガをしてしまった！

扶養の方が交通事故等のケガで
亡くられたときに…

お子さまの入学金や授業料

近所の窓ガラスを割ってしまった！

相手の方への損害賠償

※ お子さまの年齢に合わせて学業費用支払対象期間を選択できるように
しております。詳細は本パンフレットP2・P3～4「学業費用支払対象期間別セッ
ト名・保険料表」をご覧ください

<募集要領>

- 被保険者(補償の対象者)となれる方 : 総合警備保障株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員のお子さまです
詳細は本パンフレットP11をご参照ください
- 加入申込票の提出先 : 各事業所のご担当までご提出ください
- 申込締切日 : 2020年2月14日(金)
- 保険期間 : 2020年4月1日午後4時 ~ 2021年4月1日午後4時(1年間)
- 保険料払込方法 : 2020年6月より毎月給与引き

総合警備保障株式会社

こども総合保険なら

お子さまが卒業されるまでの費用に備えることができます。

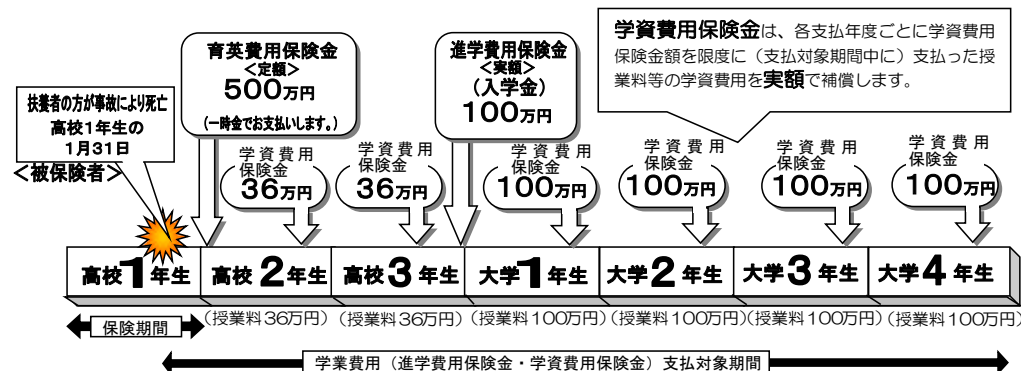
お支払例（W7セットの場合）

【加入条件】

- ・保険期間1年（高校入学時加入）
- ・学業費用支払対象期間 2027年4月1日まで（大学卒業予定時まで）
- ・育英費用保険金額 500万円
- ・学資費用保険金額 100万円
- ・進学費用保険金額 100万円

【実際にかった費用】

- ・授業料（年間実額）→ 高校：36万円 大学：100万円
- ・大学入学金（実額）→ 100万円の場合



こんなときにお役にたちます。

扶養者に万一のことがあった場合の補償



扶養者が交通事故で死亡

扶養者が保険期間中に国内外を問わずケガにより亡くなられたり、重度後遺障害の状態になられた場合に、育英費用、学資費用（授業料など）や進学費用（入学金など）を補償します。

- ・育英費用保険金…育英費用保険金額の全額をお支払いします。（定額）
- ・学資費用保険金…被保険者が支払対象期間中に負担された授業料等の学資費用^{（※1）}を、支払対象期間中の各支払年度につき、学資費用保険金額を限度として補償します。（実額払）
（※1）在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
- ・進学費用保険金…被保険者が支払対象期間中に負担された入学金等の進学費用^{（※2）}を、支払対象期間を通じ、進学費用保険金額を限度として補償します。（実額払）
（※2）進学する学校に納付する費用のうち、学資費用以外の費用で、入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。

■お子さまのケガの補償

学校内だけでなく、ご家庭やアルバイト、スポーツ、レジャー、旅行でのケガも補償します。（海外も補償）

- ・死亡保険金
- ・後遺障害保険金
- ・後遺障害保険金の追加支払
- ・入院保険金
- ・手術保険金
- ・通院保険金 で備えます。

■賠償責任の補償

お子さまやそのご家族の方^{（注）}が、偶然的な事故で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったりするなどして法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。（一部を除き、海外も補償）

（注）被保険者の範囲の詳細は、本パンフレットP11「契約概要のご説明」をご覧ください。

- ・賠償責任保険金 で備えます。

■借家人賠償責任の補償

★下宿生・寮生のみセットできます。
借りている部屋を壊したりして、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。（日本国内のみ補償）

- ・借家人賠償責任保険金 で備えます。

■生活用動産の補償

★下宿生・寮生のみセットできます。
家財の損害や、携行している身の回り品の損害を補償します。（日本国内のみ補償）

※ただし、ご実家など親族が居住している建物内にある被保険者の生活用動産は保険の対象に含まれません。

- ・生活用動産保険金 で備えます。

ご加入セット・保険金額・保険料

			自宅生					下宿生・寮生（自宅生以外）						
			学資費用なし		学資費用あり				学資費用なし		学資費用あり			
					進学費用なし		進学費用あり				進学費用なし		進学費用あり	
セット名			MA	MB	E1～20	F1～20	W1～20	X1～20	MC	MD	G1～20	H1～20	Y1～20	Z1～20
保 険 金 額	死亡・後遺障害保険金額		500万円	300万円	500万円	300万円	500万円	300万円	500万円	300万円	500万円	300万円	500万円	300万円
	後遺障害追加支払倍数		1倍						1倍					
	入院保険金日額		4,000円	3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	3,000円
	手術保険金		入院中に受けた手術の場合は、入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は、入院保険金日額の5倍						入院中に受けた手術の場合は、入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は、入院保険金日額の5倍					
	通院保険金日額		2,000円	1,500円	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円
	育英費用保険金額		500万円	300万円	500万円	300万円	500万円	300万円	500万円	300万円	500万円	300万円	500万円	300万円
	学業費用支払対象期間		—		P3～4「学業費用支払対象期間別セット名・ 保険料表」のとおり				—		P3～4「学業費用支払対象期間別セット名・ 保険料表」のとおり			
	費用 （学業・ 傷害）	学資費用保険金額	—		100万円				—		100万円			
		進学費用保険金額	—				100万円		—				100万円	
	賠償責任保険金額		1億円						1億円					
借家人賠償責任保険金額		—						1,000万円	500万円	1,000万円	500万円	1,000万円	500万円	
生活用動産保険金額		—						40万円	30万円	40万円	30万円	40万円	30万円	
保険料（月払）			1,170円	800円	学業費用支払対象期間により保険料が異なります。 期間ごとの保険料はP3～4「学業費用支払対象 期間別セット名・保険料表」をご参照ください。				1,350円	900円	学業費用支払対象期間により保険料が異なります。 期間ごとの保険料はP3～4「学業費用支払対象 期間別セット名・保険料表」をご参照ください。			

（注）前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
※上記は職種級別A（学生・生徒等）の保険料です。お子さまが職業に就かれているとき（アルバイトを除きます。）は、保険料が異なることがありますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
※他の保険の賠償責任がある等のため、賠償責任保険金のセットを希望されない場合は、AL SOK 保険サービス株式会社までお問い合わせください。
※自宅から通学している学生・生徒の方は、借家人賠償責任保険金および生活用動産保険金の付いたセットにご加入いただけません。
※学業費用支払対象期間はお子さまの年齢により最長 2040 年 4 月 1 日までの設定ができます。お子さまが通学される予定の期間に対し、適切な学業費用支払対象期間が設定されているかをご確認のうえ、ご加入ください。
ご加入プランによっては、ご加入者の方が不利益となる場合がございます（期間が長すぎる場合など）。詳細は P3～4「学業費用支払対象期間別セット名・保険料表」をご確認ください。

ご加入いただける方

申込人
お申込人となる方は総合警備保障株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限りま
被保険者（補償の対象者）詳細は本パンフレットP11をご参照ください。

この保険で被保険者（補償の対象者）となる方の範囲は、総合警備保障株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員のお子さまです。

- ◆被保険者（補償の対象者）となる方は、次のいずれかを満たす方となります。
- ①保険期間の末日において満 22 才以下の方（学生・生徒以外の方も対象となります。）
 - ②学校教育法に定める以下の学校の学生・生徒の方（入学等手続きを終えた方を含みます。）

- 大学 ●大学院 ●短期大学 ●高等学校 ●高等専門学校 ●特別支援学校の高等部 ●専修学校・各種学校（ただし、義務教育を修了した方に限ります。）

ご加入方法

- ①添付「加入申込票」に必要事項をご記入のうえご署名ください。
- ②ご記入済の「加入申込票」を 2020 年 2 月 15 日（土）までに各事業所担当者までご提出ください。

保険期間

保険期間は 2020 年 4 月 1 日午後 4 時～2021 年 4 月 1 日午後 4 時（1 年間）です。

保険料払込方法

2020 年 6 月給与から月払で毎月給与引去りされます。

学業費用支払対象期間別 セット名・保険料表

自宅生

※セット毎の補償内容はパンフレットP2をご参照ください。

< 学資費用あり・進学費用なし >

〈死亡・後遺障害 500 万円〉

〈死亡・後遺障害 300 万円〉

セット名	学業費用 支払対象期間	保険料 (月払)
E1	2021年4月1日まで	1,180 円
E2	2022年4月1日まで	1,210 円
E3	2023年4月1日まで	1,240 円
E4	2024年4月1日まで	1,270 円
E5	2025年4月1日まで	1,300 円
E6	2026年4月1日まで	1,330 円
E7	2027年4月1日まで	1,360 円
E8	2028年4月1日まで	1,390 円
E9	2029年4月1日まで	1,420 円
E10	2030年4月1日まで	1,440 円
E11	2031年4月1日まで	1,470 円
E12	2032年4月1日まで	1,500 円
E13	2033年4月1日まで	1,520 円
E14	2034年4月1日まで	1,550 円
E15	2035年4月1日まで	1,580 円
E16	2036年4月1日まで	1,600 円
E17	2037年4月1日まで	1,630 円
E18	2038年4月1日まで	1,650 円
E19	2039年4月1日まで	1,680 円
E20	2040年4月1日まで	1,700 円

セット名	学業費用 支払対象期間	保険料 (月払)
F1	2021年4月1日まで	810 円
F2	2022年4月1日まで	840 円
F3	2023年4月1日まで	870 円
F4	2024年4月1日まで	900 円
F5	2025年4月1日まで	930 円
F6	2026年4月1日まで	960 円
F7	2027年4月1日まで	990 円
F8	2028年4月1日まで	1,020 円
F9	2029年4月1日まで	1,050 円
F10	2030年4月1日まで	1,070 円
F11	2031年4月1日まで	1,100 円
F12	2032年4月1日まで	1,130 円
F13	2033年4月1日まで	1,150 円
F14	2034年4月1日まで	1,180 円
F15	2035年4月1日まで	1,210 円
F16	2036年4月1日まで	1,230 円
F17	2037年4月1日まで	1,260 円
F18	2038年4月1日まで	1,280 円
F19	2039年4月1日まで	1,310 円
F20	2040年4月1日まで	1,330 円

< 学資費用あり・進学費用あり >

〈死亡・後遺障害 500 万円〉

〈死亡・後遺障害 300 万円〉

セット名	学業費用 支払対象期間	保険料 (月払)
W1	2021年4月1日まで	1,220 円
W2	2022年4月1日まで	1,250 円
W3	2023年4月1日まで	1,280 円
W4	2024年4月1日まで	1,310 円
W5	2025年4月1日まで	1,340 円
W6	2026年4月1日まで	1,370 円
W7	2027年4月1日まで	1,400 円
W8	2028年4月1日まで	1,430 円
W9	2029年4月1日まで	1,460 円
W10	2030年4月1日まで	1,480 円
W11	2031年4月1日まで	1,510 円
W12	2032年4月1日まで	1,540 円
W13	2033年4月1日まで	1,560 円
W14	2034年4月1日まで	1,590 円
W15	2035年4月1日まで	1,620 円
W16	2036年4月1日まで	1,640 円
W17	2037年4月1日まで	1,670 円
W18	2038年4月1日まで	1,690 円
W19	2039年4月1日まで	1,720 円
W20	2040年4月1日まで	1,740 円

セット名	学業費用 支払対象期間	保険料 (月払)
X1	2021年4月1日まで	850 円
X2	2022年4月1日まで	880 円
X3	2023年4月1日まで	910 円
X4	2024年4月1日まで	940 円
X5	2025年4月1日まで	970 円
X6	2026年4月1日まで	1,000 円
X7	2027年4月1日まで	1,030 円
X8	2028年4月1日まで	1,060 円
X9	2029年4月1日まで	1,090 円
X10	2030年4月1日まで	1,110 円
X11	2031年4月1日まで	1,140 円
X12	2032年4月1日まで	1,170 円
X13	2033年4月1日まで	1,190 円
X14	2034年4月1日まで	1,220 円
X15	2035年4月1日まで	1,250 円
X16	2036年4月1日まで	1,270 円
X17	2037年4月1日まで	1,300 円
X18	2038年4月1日まで	1,320 円
X19	2039年4月1日まで	1,350 円
X20	2040年4月1日まで	1,370 円

学業費用支払対象期間別 セット名・保険料表

下宿生・寮生（自宅生以外）

※セット毎の補償内容はパンフレットP2をご参照ください。

< 学資費用あり・進学費用なし >

〈死亡・後遺障害 500 万円〉

〈死亡・後遺障害 300 万円〉

セット名	学業費用支払対象期間	保険料（月払）	セット名	学業費用支払対象期間	保険料（月払）
G1	2021年4月1日まで	1,360 円	H1	2021年4月1日まで	910 円
G2	2022年4月1日まで	1,390 円	H2	2022年4月1日まで	940 円
G3	2023年4月1日まで	1,420 円	H3	2023年4月1日まで	970 円
G4	2024年4月1日まで	1,450 円	H4	2024年4月1日まで	1,000 円
G5	2025年4月1日まで	1,480 円	H5	2025年4月1日まで	1,030 円
G6	2026年4月1日まで	1,510 円	H6	2026年4月1日まで	1,060 円
G7	2027年4月1日まで	1,540 円	H7	2027年4月1日まで	1,090 円
G8	2028年4月1日まで	1,570 円	H8	2028年4月1日まで	1,120 円
G9	2029年4月1日まで	1,600 円	H9	2029年4月1日まで	1,150 円
G10	2030年4月1日まで	1,620 円	H10	2030年4月1日まで	1,170 円
G11	2031年4月1日まで	1,650 円	H11	2031年4月1日まで	1,200 円
G12	2032年4月1日まで	1,680 円	H12	2032年4月1日まで	1,230 円
G13	2033年4月1日まで	1,700 円	H13	2033年4月1日まで	1,250 円
G14	2034年4月1日まで	1,730 円	H14	2034年4月1日まで	1,280 円
G15	2035年4月1日まで	1,760 円	H15	2035年4月1日まで	1,310 円
G16	2036年4月1日まで	1,780 円	H16	2036年4月1日まで	1,330 円
G17	2037年4月1日まで	1,810 円	H17	2037年4月1日まで	1,360 円
G18	2038年4月1日まで	1,830 円	H18	2038年4月1日まで	1,380 円
G19	2039年4月1日まで	1,860 円	H19	2039年4月1日まで	1,410 円
G20	2040年4月1日まで	1,880 円	H20	2040年4月1日まで	1,430 円

< 学資費用あり・進学費用あり >

〈死亡・後遺障害 500 万円〉

〈死亡・後遺障害 300 万円〉

セット名	学業費用支払対象期間	保険料（月払）	セット名	学業費用支払対象期間	保険料（月払）
Y1	2021年4月1日まで	1,400 円	Z1	2021年4月1日まで	950 円
Y2	2022年4月1日まで	1,430 円	Z2	2022年4月1日まで	980 円
Y3	2023年4月1日まで	1,460 円	Z3	2023年4月1日まで	1,010 円
Y4	2024年4月1日まで	1,490 円	Z4	2024年4月1日まで	1,040 円
Y5	2025年4月1日まで	1,520 円	Z5	2025年4月1日まで	1,070 円
Y6	2026年4月1日まで	1,550 円	Z6	2026年4月1日まで	1,100 円
Y7	2027年4月1日まで	1,580 円	Z7	2027年4月1日まで	1,130 円
Y8	2028年4月1日まで	1,610 円	Z8	2028年4月1日まで	1,160 円
Y9	2029年4月1日まで	1,640 円	Z9	2029年4月1日まで	1,190 円
Y10	2030年4月1日まで	1,660 円	Z10	2030年4月1日まで	1,210 円
Y11	2031年4月1日まで	1,690 円	Z11	2031年4月1日まで	1,240 円
Y12	2032年4月1日まで	1,720 円	Z12	2032年4月1日まで	1,270 円
Y13	2033年4月1日まで	1,740 円	Z13	2033年4月1日まで	1,290 円
Y14	2034年4月1日まで	1,770 円	Z14	2034年4月1日まで	1,320 円
Y15	2035年4月1日まで	1,800 円	Z15	2035年4月1日まで	1,350 円
Y16	2036年4月1日まで	1,820 円	Z16	2036年4月1日まで	1,370 円
Y17	2037年4月1日まで	1,850 円	Z17	2037年4月1日まで	1,400 円
Y18	2038年4月1日まで	1,870 円	Z18	2038年4月1日まで	1,420 円
Y19	2039年4月1日まで	1,900 円	Z19	2039年4月1日まで	1,450 円
Y20	2040年4月1日まで	1,920 円	Z20	2040年4月1日まで	1,470 円

こども総合保険のご案内(学生・こども総合保険)の補償内容(概要)

※印を付した用語については、本パンフレットP9の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付けています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<u>死亡・後遺障害保険金額の全額</u> (注1)死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	<u>死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%～100%)</u> (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	後遺障害保険金の追加支払	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき。	<u>お支払いした後遺障害保険金の額×加入者証等記載の倍数(1倍)</u>	
	入院保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合	<u>入院保険金日額×入院※した日数</u> (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	手術保険金	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	①入院※中に受けた手術※の場合… <u>入院保険金日額×10</u> ②①以外の手術の場合… <u>入院保険金日額×5</u> (注)1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	通院保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとしなします。	<u>通院保険金日額×通院※した日数</u> (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用保険金		扶養者 [※] が、保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害 [※] の状態になられた場合	育英費用保険金額の全額 (注1) 育英費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。) [※] ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) [※] が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者 [※] または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [※] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水 [※] (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [※] によって発生した肺炎 など
傷害	学 資 費 用 保 険 金 ★学業費用 補償特約	扶養者 [※] が、保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害 [※] の状態になられた場合	被保険者が負担された学資費用[※]の実額 (注1) 学業費用支払対象期間 [※] 中に発生した学資費用に限りします。 (注2) 保険金のお支払額は、支払年度 [※] ごとに、学資費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) [※] が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者 [※] または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [※] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水 [※] (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [※] によって発生した肺炎 ●扶養者が「保険金をお支払いする場合」に該当された時に、被保険者を扶養されていない場合 など
	進 学 費 用 保 険 金 ★学業費用 補償特約		被保険者が負担された進学費用[※]の実額 (注1) 学業費用支払対象期間 [※] 中に発生した進学費用に限りします。 (注2) 保険金のお支払額は、学業費用支払対象期間を通じ、進学費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) [※] が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金 ★賠償責任条項の一部変更に関する特約セット	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物^(※1)を壊したりしたこと。 ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※2)を運行不能^(※3)にさせたこと。 ③ 補償対象受託物^(※4)の損壊、紛失または盗難^(※6)（住宅^(※6)内保管中または一時的に住宅^(※6)外で管理している間に限ります。） ア、住宅^(※7)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1)情報機器等に記録された情報を含みます。 (※2)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※3)正常な運行ができなくなるとをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※4)「補償対象受託物」とは、被保険者が他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※5)上記③に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物^(※4)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (※6)被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (※7)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の不動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア、からオ、までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。 ア、本人、イ、親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ、配偶者、エ、本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、オ、本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額＋判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金－被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額－免責金額※（0円） (注1)1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額（500万円）または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①および②の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の職務遂行（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任（「保険金をお支払いする場合」の③による損害賠償責任には適用しません。） ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償対象受託物の損壊による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任保険金 ★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約 (注)下宿生・寮生の上にセットできます。	保険期間中に、日本国内において、借用住宅^(※1)が被保険者の責任による事故により損壊^(※2)し、被保険者^(※3)が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者住所の建物または住戸室をいい、転居した場合は転居先の建物または住戸室をいいます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。 (※3)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者としま	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額⁺判決により支払を命ぜられた訴訟費用⁺または判決日までの遅延損害金⁻被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額⁻免責金額[※](0円) (注1)1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ●借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ●被保険者と貸主との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●貸主に借用住宅を引き渡した後に発見された損壊による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など
生活用動産保険金 ★生活用動産補償(実損補償型)特約 ★新価保険特約(生活用動産補償特約用)セット (注)下宿生・寮生の上にセットできます。	保険期間中の日本国内における偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、被保険者が所有する生活用動産^(※)に損害が生じた場合 (※)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。	損害の額(再調達価額[※]によって定めます。)-免責金額[※] (1回の事故につき、盗難の場合3万円、火災・落雷・破壊・爆発の場合0円、その他の場合1万円) (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、生活用動産保険金額が限度となります。ただし、保険金額が再調達価額[※]を超える場合は、再調達価額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●生活用動産の使用・管理を委託された方または被保険者と同居する親族[※]の故意による損害 ●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。 ●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害 ●台風、暴風雨、洪水等の風水災による損害(火災による損害を除きます。) ●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 など
◎補償対象外となる運動等 山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3)職務として操縦する場合は含みません。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含み、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。 ◎補償対象外となる主な「受託物」 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ポートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など ◎補償対象外となる主な「生活用動産」 (1)親族[※]が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産(例:被保険者である下宿生のご実家に所在する被保険者の生活用動産等)。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産(例:被保険者である下宿生が居住している下宿の建物の戸室内の生活用動産等)については、補償の対象となります。 (2)通貨、有価証券、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、印紙、切手、定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、クーポン券、航空券、パスポート、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・煎章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物、眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢、ハンググライダー、ウインドサーフィン、パラセール、アクアラング、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ポートおよびカヌーを含みます。)、自動車等[※]およびこれらの付属品、動物、植物、テーブル・カード・ディスク・ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ(市販されていないものをいいます。) など			

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「学業費用支払対象期間」とは、扶養者^{*}が扶養不能状態となった日の翌日から、加入者証等記載の学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。
- 「学資費用」とは、在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）または椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準するものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有害ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または胛骨
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等^{*}の固定具を装着した場合に限りです。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果か医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「再闘達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。
- 「支払年度」とは、初年度については、支払対象期間開始日^{(*)1}から1年以内に到来する支払対象期間終了日^{(*)2}の応当日までをいいます。次年度以降については、支払対象期間終了日^{(*)2}の応当日から1年間をいいます。
(*)1 扶養者^{*}が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
(*)2 加入者証等記載の学業費用補償特約の支払対象期間終了日をいいます。
- 「重度後遺障害」とは、後遺障害^{*}のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^{*}に該当する診療行為^{(*)2}
 - (*)1 ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*)2 ②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「進学費用」とは、進学する学校に納付する費用のうち、学資費用^{*}以外の費用で、入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^{*}を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

注 意

- この保険は総合警備保障株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 賠償責任保険金、育児費用保険金、生活用財産保険金、学資費用保険金、進学費用保険金、借家人賠償責任保険金がセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から３０日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ＜代理請求人について＞
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の３親等内の親族」
（*）法律上の配偶者に限ります。
- ＜保険金支払いの履行期＞
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※１)をご提出いただいてからその日を含めて３０日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※２)を終えて保険金をお支払いします。^(※３)
（※１）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
（※２）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（※３）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- ＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社を求めるもの
・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
および損害賠償請求権者を確認する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
＜示談交渉サービス＞
日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
○１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類
似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は８０％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は１００％補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。
三井住友海上（幹事会社） 引受割合 ７０％ 損害保険ジャパン日本興亜 引受割合 ２０％ あいおいニッセイ同和損保 引受割合 １０％

重要事項のご説明

契約概要のご説明（学生・こども総合保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなられたり重度後遺障害を負われた場合、および被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

●被保険者としてご加入いただける方	保険期間の末日において満22才以下の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方（入学手続を終えた方を含みます。）に限りします。 ^{（＊）}
対象となる学校教育法に定める学校	①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校 ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校の高等部 ⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程） ⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限りします。
●扶養者として指定できる方	被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方とします。 ①被保険者の親権者であること（被保険者が成年である場合を除きます。） ②被保険者と同居していること（下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。） ③被保険者の属する世帯の生計を維持していること
被保険者の範囲	下記以外
	加入申込票の被保険者氏名の欄に記載の方（本人）
	①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。 （注）同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。
	借戸室の賃借名義人が本人の場合は、本人に加えてその賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。

- （＊）1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2. 入学手続を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。
3. 自宅から通学している学生・生徒の方は、借家人賠償責任補償（オールリスク）特約および生活用財産補償（実損補償型）特約をセットすることはできません。

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットP5～9のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

本パンフレットP5～9をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本パンフレットP5～9をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットP5～9をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

（5）引受条件

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. （2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」＜ご契約の引受範囲＞＜ご契約の引受範囲外＞をご参照ください。
- ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットP2の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 - ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご通知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

本パンフレット表紙およびP2をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未經過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（学生・子ども総合保険）

●ご加入に際して被保険者として不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものととなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）
この保険は総合警備保障株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象なりません。

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者（この保険契約^(*)）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約（*）の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかったとき
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めらるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印などの印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- ・引受保険会社へ保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由を発

【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」	生ぜしたとき
②他の保険契約等 ^(*) に関する情報	⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約 ^(*) の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセレクトする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険以外の保険契約にセレクトされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

【通知事項】
①職業・職務を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③職業をやめた場合
また、①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞	下記以外の職業	加入ください。 (注) 1 契約のみご加入している場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。 ＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞	
＜ご契約の引受範囲外＞	オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業	今回ご加入いただく補償 学生・子ども総合保険	補償の重複が発生する他の保険契約の例 自動車保険

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、次の①または②に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。	① 賠償責任条項 ② 学生・子ども総合保険 育英費用条項	日常生活賠償特約 G Kケガの保険 育英費用補償特約
---	--	---

①扶養の有無または扶養者の変更	③	学生・こども総合保険 生活用財産補償（実損補償型）特約	火災保険 大 家財補償条項
-----------------	---	--------------------------------	------------------

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。
 (*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等
 (1) 保険金をお支払いしない主な場合

保 険 金 受 取 人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めた場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。 また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。	本パンフレットP5～9をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。 (2) 重大事由による解除 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。 ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引当保険金会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。 ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。 ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。 ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態となつたこと。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。	

①この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたれさるおそれがあること

⑤②・④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の付続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の陽目または被保険者が、この陽目または被保険者となることがないとき

の証明書類等の提出が必要となります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセツトする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・こども総合保険以外の保険契約にセツトされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他に有的时候は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故によっての損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	学生・子ども総合保険 賠償責任条項	自動車保険 日常生活賠償特約
②	学生・子ども総合保険 育児費用条項	G K ケガの保険 育児費用補償特約
③	学生・子ども総合保険 生活用財産補償（実損補償型）特約	火災保険 家財補償条項

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット表紙およびP2記載の方法により払込みください。本パンフレット表紙およびP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

(1) 保険金をお支払いしない主な場合
本パンフレットP5～9をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

本パンフレットP5～9をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

的としてケカ等を発生させ、または発生させようとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと

④世の保険実利率等の重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

発生させたこと。

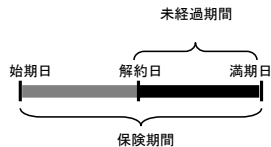
(1) 保険料は、本パンフレット表紙およびP2記載の方法により払込みください。本パンフレット表紙およびP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払いの場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込金の分割保険料を請求させていただきますことがあります。

ご加入後に、被保険者⁽¹⁾が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

(*) 傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。右記をご参照ください。



右記をご参照ください。

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

指定紛争解決機関

(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

この保険契約に関する個人情報、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約および商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスののご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

- ① 申込人ご本人の住所をカタカナもご記入ください。
- ② 加入内容をご確認のうえ、申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に
ご署名ください。
- ③ ④ 職場名（カタカナ）、所属コードをご記入ください。
- ⑤ 加入申込票を記入した日をご記入ください。
- ⑥ 社員番号をご記入ください。
- ⑦ 電話番号をご記入ください。
- ⑧ 該当する区分に○をしてください。
- ⑨ 申込人住所と異なる場合のみ、カタカナでご記入ください。
- ⑩ 補償の対象となる方（被保険者）の氏名をカタカナで、また、生年月日、
性別もご記入ください。
- ⑪ 裏面をご参照いただき、職業名・職種名、職種コード、級別をご記入ください。
＊学生の職種コードは「91」、級別は「A級」です。
- ⑫ 本パンフレットP2の表およびP3～4「学業費用支払対象期間別セット名・保険
料表」をご参照いただき、セット名（MA、F7、Z12など）をご記入ください。
- ⑬ 該当する学校の種類のコード（1～7）に○をしてください。
- ⑭ 扶養者のお名前（カタカナ）とお子さまとのご関係（父、母など）を
ご記入ください。
- ⑮ 他の保険契約・保険金請求歴につき、本加入申込票の被保険者分につきご確認・
ご回答いただき、回答が「あり」の場合、被保険者ごとに回答の内容を裏面下
にご記入ください。
- ⑯ 本パンフレットP2の表およびP3～4「学業費用支払対象期間別セット名・保険
料表」をご確認のうえ、合計保険料をご記入ください。

前年度ご加入いただいている方で、加入内容を変更される場合は、手続区分の「内容を変更する」に○をし、変更箇所を二重線で消して、変更後の内容を余白にご記入ください。変更項目付近に、申込人ご本人が訂正署名をお願いします。

[illegible]

お問い合わせ先

<代理店・扱者>

ALSOK保険サービス株式会社

所在地:〒163-1408 東京都新宿区西新宿 3-20-2
東京オペラシティタワー8F
TEL:03-6276-2011 FAX:03-6276-2019
お客様用フリーダイヤル: 0120-88-6891

<引受保険会社>【幹事会社】

三井住友海上火災保険株式会社

企業営業第一部 第三課

所在地:〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1
TEL:03-3259-6674 FAX:03-3259-7132

A19-101864 使用期限: 2021 年 4 月 1 日

A19-000000 使用期限: 2021 年 4 月 1 日